

## 薬草フェスティバル出店の際の注意事項について（各法令の遵守）

### ■はじめに

この度は、全国薬草フェスティバルへの募集に応募くださりありがとうございます。近年、薬草を取り扱う類似イベントにおいて、薬機法等に抵触する事例が見受けられます。イベントを安全かつ円滑に運営するため、出店にあたっては以下の点にご注意いただきますようご協力をお願いいたします。

### ■主な関連法令

薬機法、健康増進法、景品表示法、食品衛生法等

### ■よく見られる違反等（注意点）

#### 1. 効果効能の表示・説明

「〇〇に効く、〇〇を予防する、疲労回復、肝臓にいい、体力の低下が気になる方へ」等の表現は禁止されています。本では〇〇と書かれています、先生が〇〇と言っていましたという表現も同様です。

#### 2. 医薬品と誤認されるような表示

「薬」、「剤」、「メディカル」など医薬品や医薬部外品を思わせる商品名を使うことは禁止されています。特に商品名に「**薬草**」を使う違反事例が多く見られます。

NG例) 食品：「**薬草**パン」、「**薬草**クッキー」／雑貨：「入浴**剤**」

#### 3. 医薬品を連想させる表現、商品

食品等の販売において「一日3粒、一日3回、飲酒の前に」など、服用時期、間隔、容量を定める表現はできません。

#### 4. 無許可の化粧品類販売

化粧品を製造販売するには許可が必要です。許可のない手作りの化粧水、ヘアケア用品、化粧石鹸、入浴剤などは販売できません。

#### 5. 食品衛生法に基づく営業許可

食品の営業許可が必要な業種について、許可を得ずに製造して販売することは禁止されています。

例) 菓子類の製造（菓子製造業）／弁当の調理（飲食店営業）／弁当の小売（弁当販売業の届出）

\* 個別相談はお近くの保健所にお問合せください。

\* 当日はスタッフが巡回し、確認させていただきます。

### 【参考】

岐阜県生活衛生課ホームページ

東京都福祉保健局・東京都生活文化局（2016）『健康食品取扱マニュアル 第7版』

日本化粧品工業連合会(2020)『化粧品等の適正広告ガイドライン』